

令和6年第3回

おいらせ町教育委員会定例会

おいらせ町教育委員会

令和6年第3回おいらせ町教育委員会定例会日程

令和6年3月28日(木) 午後3時
おいらせ町役場分庁舎 402会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
署名委員
署名委員
- 3 会期の決定 令和6年3月28日(木) 日間
- 4 教育長報告
- 5 各課報告
 - ① 学務課
 - ② 社会教育・体育課
- 6 付議案件
 - 議案第1号 おいらせ町外国語指導助手の任用について
 - 議案第2号 おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
 - 議案第3号 おいらせ町奨学生選考委員会委員の委嘱について
 - 議案第4号 おいらせ町公共施設使用料及び減免基準の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
 - 議案第5号 おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則について
 - 議案第6号 おいらせ町通級指導実施要綱の制定について
- 7 協議事項
 - 協議第1号 おいらせ町明るい選挙推進協議会委員の推薦について
- 8 報告事項
 - 報告第1号 令和6年第1回おいらせ町議会定例会報告について
 - 報告第2号 令和6年度おいらせ町教育委員会会計年度任用職員の任用について
 - 報告第3号 学校給食費の額の変更について
- 9 その他

教育委員会定例会 3月教育長報告

令和6年3月28日

(報告事項)

日	曜日	行 事 名
1	金	百石高校卒業式 町表彰授与式
2	土	
3	日	スポーツ少年団指導者・育成者研修会 (町民交流センター)
4	月	教委打合せ
5	火	
6	水	東北町村教育長連絡協議会定期総会・研究大会打合せ (グランドサンピア八戸)
7	木	議会 (開会) 一般質問答弁書ヒアリング
8	金	
9	土	
10	日	
11	月	議会 (一般質問) 教委打合せ
12	火	議会 (休会) 百石中学校卒業式 社会福祉協議会寄贈式 (分庁舎応接室)
13	水	議会 (議案審議)
14	木	議会 (予算特別委員会) 校長面談
15	金	議会 (予算特別委員会・閉会)
16	土	峰友会書道展 (イオン下田)
17	日	
18	月	教委打合せ 政策会議 防災会議
19	火	木内々小学校卒業式 社会教育委員会議
20	水	
21	木	教育委員会定例会
22	金	奨学資金寄附 (百石歌謡愛好会)
23	土	
24	日	
25	月	教委打合せ 百石高校魅力アップ推進協議会
26	火	公民館運営審議会
27	水	
28	木	教育委員会定例会
29	金	町職員退職辞令交付式 新任教頭辞令交付式 教職員退職辞令交付式
30	土	
31	日	

※ 上記記載の「教委」は教育委員会事務局を略したものです。

[その他]

3月・4月行事予定及び報告事項

< 3 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
12日	火	町内3中学校卒業式	各校
19日	火	町内5小学校卒業式	各校
21日	木	教頭会	分庁舎
28日	木	教育委員会定例会	分庁舎

< 4 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
8日	月	町立小・中学校入学式	各校
11日	木	校長会	みなくる館
		町奨学生選考委員会	分庁舎
23日	火	教頭会	分庁舎
25日	木	教育委員会定例会	分庁舎

3月・4月行事予定及び報告事項

【社会教育関係】

3 月	行 事 名	場 所
18日 (月)	文化協会三役会	分庁舎
19日 (火)	社会教育委員会議	分庁舎
21日 (木)	施設管理説明会	分庁舎
26日 (火)	公民館運営審議会	中央公民館
29日 (金)	青少年育成町民会議三役会	分庁舎

4 月	行 事 名	場 所
13日 (土)	子ども会育成連合会総会	中央公民館
15日 (月)	連合婦人会総会	東公民館
18日 (木)	青少年育成町民会議総会	東公民館
20日 (土)	文化協会定例総会	みなくる館

その他の事項(事務連絡等)

◆青少年育成町民会議横断旗点検 実施日:4/4(木) 場所:町内

3月・4月行事予定及び報告事項

【体育振興関係】

3 月	行 事 名	場 所
3日 (日)	スポ少指導者・育成者研修会	町民交流センター
19日 (火)	スポーツ推進審議会	分庁舎
26日 (火)	スポーツ協会 三役会・理事会	分庁舎

4 月	行 事 名	場 所
3日 (水)	スポーツ協会・スポーツ少年団監査会	分庁舎
10日 (水)	スポーツ少年団総会	みなくる館
11日 (木)	スポーツ協会総会	月見旅館
20日 (土) ～ 21日 (日)	第8回おいらせ町長旗争奪少年野球大会 (兼各種大会町内予選会)	下田公園野球場

その他の事項(事務連絡等)

◆第39回いちょうマラソン大会申込受付(期間:4/1～5/10、定員:700名、申込方法:ランネットのみ)

議案第 1 号

おいらせ町外国語指導助手の任用について

おいらせ町外国語指導助手（ALT）について、おいらせ町外国語指導助手設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第5号）に基づき、次のとおり任用する。

氏名	性別	生年月日	任用期間	備考
ハーグマン・タイラー	■	■	令和6年4月1日から 令和6年7月31日まで	2年目 後半任期
ヴォ・スウングーン	■	■	令和6年4月1日から 令和6年8月1日まで	2年目 後半任期

令和6年3月28日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

外国語指導助手の任期満了に伴い、任期を更新するため提案するものである。

議案第 2 号

おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

令和6年度のおいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第12号）に基づき、別紙のとおり委嘱する。

令和6年3月28日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

令和6年度の町内小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱するため提案するものである。

おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

1 氏名等

職名	区分	氏名	性別	生年月日	住所	担当校
学校医	内科医	渡邊 珠夫 (下田診療所)	■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	下田小、木内々小 下田中、木ノ下中
学校医	内科医	石田 正実 (石田温泉病院)	■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	木ノ下小、百石小 甲洋小、百石中
学校歯科医	歯科医	木村 英敏 (木村歯科医院)	■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	百石小 甲洋小
学校歯科医	歯科医	昆 麻子 (昆歯科医院)	■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	下田中 百石中
学校歯科医	歯科医	後村 誠 (あとむら歯科医院)	■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	下田小 木ノ下中
学校歯科医	歯科医	目時 亨 (めとき歯科医院)	■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	木ノ下小
学校歯科医	歯科医	矢幅 比呂嗣 (やはら歯科クリニック)	■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	木内々小
学校薬剤師	薬剤師	小池 智彦	■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	木ノ下中
学校薬剤師	薬剤師	嶋脇 博子	■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	木内々小 甲洋小
学校薬剤師	薬剤師	立花 央士	■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	木ノ下小 百石中
学校薬剤師	薬剤師	藤田 泰子	■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	下田小
学校薬剤師	薬剤師	石村 恭一	■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	下田中
学校薬剤師	薬剤師	田中 栄	■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	百石小

※ 学校薬剤師の所属は、八戸市学校薬剤師会

2 委嘱期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

議案第 3 号

おいらせ町奨学生選考委員会委員の委嘱について

おいらせ町奨学生選考委員会委員について、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）に基づき、次のとおり委嘱する。

選任区分	氏名	住所	委嘱期間	備考
町社会福祉協議会構成員	福原 仁一	■■■■■■■■■■	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	理事
町校長会構成員	直町 成二	■■■■■■■■■■	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	下田中学校長 継続
町民生児童委員協議会構成員	笹川 徳松	■■■■■■■■■■	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	会長 継続
町青少年育成町民会議構成員	小笠原 牧子	■■■■■■■■■■	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	副会長 継続
学識経験者	中村 淳悦	■■■■■■■■■■	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	継続
学識経験者	沢頭 光雄	■■■■■■■■■■	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	継続

令和6年3月28日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林 義一

提案理由

任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するため提案するものである。

議案第 4 号

おいらせ町公共施設使用料及び減免基準の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

おいらせ町公共施設使用料及び減免基準の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則を別紙のとおり定める。

令和6年3月28日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

おいらせ町公共施設の受益者負担適正化に関する基本方針に基づく関係条例の改正に伴い、関係規則の減免基準の見直し等の整理を行うため提案するものである。

おいらせ町公共施設使用料及び減免基準の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(おいらせ町公民館条例施行規則の一部改正)

第1条 おいらせ町公民館条例施行規則(平成18年おいらせ町教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「公民館利用許可申請書(様式第1号。以下「許可申請書」という。)」を「別に定める様式による利用許可申請書兼減免申請書」に改め、同条第2項を削り、第3項を第2項とする。

第7条及び第8条を削る。

様式第1号及び第2号を削る。

(おいらせ町民交流センター条例施行規則の一部改正)

第2条 おいらせ町民交流センター条例施行規則(平成18年おいらせ町教育委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第6条中「交流センターの利用」を「利用」に、「町民交流センター利用許可申請書(様式第1号)」を「別に定める様式による利用許可申請書兼減免申請書」に改める。

第8条及び第9条を削る。

第10条第1項中「町民交流センター利用許可事項変更(取消し)申請書(様式第4号)に交流センター利用許可書を添えて速やかに」を「別に定める様式による利用許可事項変更(取消し)申請書を」に改め、同条第2項を削り、同条を第8条とし、第11条から第13条までを2条ずつ繰り上げる。

様式第1号から様式第4号までを削る。

(おいらせ町いちょう公園体育館条例施行規則の一部改正)

第3条 おいらせ町いちょう公園体育館条例施行規則(平成18年おいらせ町教育委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(利用の申込み等)」に改め、同条第1項中「いちょう公園体育館利用許可申請書(様式第1号。以下「許可申請書」という。)」を「7日前までに別に定める様式による利用許可申請書兼減免申請書」に改め、同条第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第6条中「いちょう公園体育館施設利用許可事項変更(取消し)申請書(様式第3号)に先に交付を受けた許可書を添えて速やかに」を「別に定める様式による利用許可事項変更(取消し)申請書を」に改める。

第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とする。

様式第1号から様式第4号までを削る。

(おいらせ阿光坊古墳館条例施行規則の一部改正)

第4条 おいらせ阿光坊古墳館条例施行規則(平成29年おいらせ町教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「減免する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「使用料を減免し、又は免除することができる場合及びその額は、おいらせ町公の施設の使用料の減免の基準に関する規則のほか、次の各号に定めるとおり」に改め、同条第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号を削り、同条第4号中「町内の保

育園（所）、幼稚園、小学校、中学校、」を削り、同号を同条第2号とし、同条第5号を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 号

おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則について

おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第12号）の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和6年3月28日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

児童生徒が500人を超える学校に対して校医（学校医及び学校歯科医）を各2名置いた場合の1人あたりの報酬額を算定する規定を定めるため提案するものである。

おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則

おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 4 第3条第2項ただし書きの規定により、校医を2名とした場合の1人当たりの報酬額は、年額に当該学校の5月1日現在における児童生徒数に2分の1を乗じて得た人数の児童生徒数割加算額を加えた額とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 6 号

おいらせ町通級指導実施要綱の制定について

おいらせ町通級指導実施要綱を別紙のとおり定める。

令和6年3月28日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定に基づき、小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒に対して、通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるため提案するものである。

おいらせ町通級指導実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定に基づき、小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒に対して、通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(通級指導教室の設置)

第2条 おいらせ町立木ノ下小学校及びおいらせ町立木ノ下中学校に通級による指導を行う学校（以下「通級指導校」という。）として通級指導教室を設置し、町内通級による指導の拠点とする。

(指導の形態)

第3条 通級による指導の形態は、次によるものとする。

- (1) 通級指導校に設置されている通級指導教室での指導
- (2) 通級指導教室担当者による他校への巡回訪問指導

(通級指導校の通知等)

第4条 校長は、児童又は生徒に通級による指導を受けさせる必要があるときは、おいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、その旨を届け出るものとする。

2 教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒（就学予定者のうち、通級による指導を受けさせることが必要なものを含む。）について、通級指導校を当該児童又は生徒が在籍する学校（以下「在籍校」という。）の校長に通知するものとする。

3 前項の通知に当たっては、教育委員会は、必要に応じて教育支援委員会等の意見を聴取するものとする。

4 教育委員会は、第2項の通知と同時に通級指導校の校長に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在籍校を通知するものとする。

(特別の教育課程の編成等)

第5条 在籍校及び通級指導校の校長は、前条第2項及び第4項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒に係る指導内容及び指導時間等について協議するものとする。

2 通級指導校の校長は、前条の協議を終了したときは、当該児童又は生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間等を在籍校の校長に通知するものとする。

3 在籍校の校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、教育委員会に届け出るものとする。

(保護者への通知)

第6条 在籍校の校長は、前条の届出を行ったときは、当該児童又は生徒の保護者に対し、通級による指導を行う日時など必要な事項を通知するものとする。

(通級による指導の終了)

第7条 在籍校の校長は、通級による指導を受けている児童又は生徒について、必要に応じて通級指導校の校長の意見を聴取し、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するときは、教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認めるときは、在籍校の校長及び通級指導校の校長並びに当該児童又は生徒の保護者に対し、その旨を通知するものとする。

3. 前項の通知に当たっては、教育委員会は、必要に応じて教育支援委員会等の意見を聴取するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(おいらせ町町外他校通級実施要綱の廃止)

2 おいらせ町町外他校通級実施要綱(平成18年おいらせ町教育委員会告示第3号)は、廃止する。

協議第 1 号

おいらせ町明るい選挙推進協議会委員の推薦について

令和6年3月13日付け、お選管第157号で依頼のあった、おいらせ町明るい選挙推進協議会委員の推薦の件について協議する。

- 1 前任者 三村伸子氏
- 2 任期 2年
(令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)
- 3 活動内容等 例年、年度当初に会議を開催。百石まつり、下田まつりでのPRや小学校（開催希望による）での出前講座を実施している。

(別添 参考資料を参照)

令和6年第1回おいらせ町議会定例会報告について

先に行われた、令和6年第1回おいらせ町議会定例会の概要（教育委員会関係分）について報告する。

1 会 期

令和6年3月7日（木）～15日（金） 9日間

2 一般質問事項

● 学務課

(1) 大谷翔平選手寄贈のグローブについて

- ・ 町内小学校でのお披露目の方法と活用内容を伺う。

● 社会教育・体育課

(1) 大谷翔平選手寄贈のグローブについて

- ・ 小学校のスポーツに関心を持たせる町の取組を伺う。

(2) 冬季の町民プールの活用について

(3) 北部地区にスポーツジムの整備をする考えは

3 提出議案（予算関係を除く）

● 学務課

- ・ 提案なし

● 社会教育・体育課

(1) おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

※ おいらせ町地域学校協働本部設置に関する事項含む。

4 一般会計補正予算

● 学務課関係（歳出）

【単位：千円】

項	目	補正前	補正額	計
教育総務費	教育委員会費	734	△104	630
	事務局費	178,408	△13,046	165,362
小学校費	学校管理費	147,969	85,675	233,644
	教育振興費	26,558	1,050	27,608
中学校費	学校管理費	90,205	54,008	144,213
	教育振興費	12,240	267	12,507
	学校建設費	50,657	△667	49,990
保健体育費	学校給食運営費	289,209	△4,012	285,197
計		795,980	123,171	919,151

(主なもの)

- ・ 小学校5校ネットワーク環境更新工事費 (令和6年度繰越) 84,073千円
- ・ 中学校3校ネットワーク環境更新工事費 (令和6年度繰越) 53,361千円
- ・ 各種事業の支出見込額の精査による増額又は減額補正

● 社会教育・体育課関係 (歳出)

【単位：千円】

項	目	補正前	補正額	計
社会教育費	社会教育総務費	88,527	△1,899	86,628
	公民館費	77,451	△2,026	75,425
	みなくる館費	5,344	△147	5,197
	図書館費	107	300	407
	大山将棋記念館費	2,829	0	2,829
	文化財保護費	20,520	228	20,748
	埋蔵文化財発掘調査費	8,287	56	8,343
	みなくる館等施設費	70,419	0	70,419
保健体育費	保健体育総務費	36,759	531	37,290
	体育施設費	126,981	△3,299	123,682
計		437,224	△6,256	430,968

(主なもの)

- ・ 大会出場補助金の増額 1,000千円
- ・ 各種事業の支出見込額の精査による増額又は減額補正

5 令和6年度一般会計当初予算

● 学務課関係 (歳出)

【単位：千円】

項	目	本年度	前年度	比較
教育総務費	教育委員会費	744	734	10
	事務局費	182,549	175,434	7,115
小学校費	学校管理費	177,005	121,730	55,275
	教育振興費	64,822	25,125	39,697
	学校建設費	6,229	0	6,229
中学校費	学校管理費	107,671	79,747	27,924
	教育振興費	10,853	13,328	△2,475
	学校建設費	394,704	50,657	344,047
保健体育費	学校給食運営費	297,850	272,095	25,755
計		1,242,427	738,850	503,577

(主なもの)

- ・ 小学校5校教科用図書改訂に伴う教師用教科書・指導書購入費 32,446千円
- ・ 小学校5校校務用パソコン等更新購入費 55,922千円
- ・ 中学校3校校務用パソコン等更新購入費 33,553千円
- ・ 木ノ下中学校講堂改築工事費 (本体工事) 381,183千円

● 社会教育・体育課関係（歳出）

【単位：千円】

項	目	本年度	前年度	比較
総務管理費	新庁舎建設費	23,933	10,000	13,933
社会教育費	社会教育総務費	93,914	74,467	19,447
	公民館費	43,047	35,287	7,760
	みなくる館費	2,814	5,302	△2,488
	図書館費	107	107	0
	大山将棋記念館費	1,760	2,264	△504
	文化財保護費	21,110	19,991	1,119
	埋蔵文化財発掘調査費	8,905	7,531	1,374
	みなくる館等施設費	70,609	70,419	190
保健体育費	保健体育総務費	35,485	31,200	4,285
	体育施設費	440,628	106,229	334,399
計		718,379	352,797	365,582

(主なもの)

- ・ 新庁舎建設予定地発掘業務 23,933 千円
- ・ いちよう公園体育館外壁等改修工事費 108,196 千円
- ・ いちよう公園体育館照明器具改修工事費 92,774 千円
- ・ いちよう公園体育館バスケットゴール購入費 19,951 千円
- ・ 町民交流センター照明器具改修工事費 75,944 千円
- ・ いちよう公園テニスコート改修工事費 65,633 千円
- ・ 下田公園テニスコート解体工事費 3,982 千円

6 令和6年度奨学資金貸付事業特別会計当初予算

● 学務課（歳出）

【単位：千円】

項	目	本年度	前年度	比較
奨学資金貸付事業費	奨学資金貸付事業費	19,140	21,868	△2,728

- ・ 奨学資金貸付金 17,520 千円
貸付予定者数 新規19名、継続21名、計40名

7 その他質問（答弁）事項等

※ 両課長口頭説明

令和6年度おいらせ町教育委員会会計年度任用職員の任用について

令和6年度においらせ町教育委員会において任用する会計年度任用職員を報告する。

1 フルタイム会計年度任用職員

配属先	職 種	氏 名
社会教育・体育課 阿光坊古墳館	学芸員	村 井 啓 美

2 パートタイム会計年度任用職員

配属先	職 種	氏 名
社会教育・体育課	一般事務	高 原 由美子
学務課 下田小学校	特別支援教育支援員	坂井田 慶 子
学務課 下田小学校	特別支援教育支援員	岡 林 淳 子
学務課 木内々小学校	特別支援教育支援員	小笠原 牧 子
学務課 木内々小学校	特別支援教育支援員	高 山 環 奈
学務課 木内々小学校	特別支援教育支援員	堀 川 静 香
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	前 川 幸 枝
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	泉 美歌子
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	柏 崎 美津子
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	大 柳 育 代
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	岩 見 牧 子
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	佐々木 桃 子
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	森 田 ひとみ
学務課 百石小学校	特別支援教育支援員	馬 場 泉
学務課 百石小学校	特別支援教育支援員	堤 貴 久
学務課 百石小学校	特別支援教育支援員	米内口 純 子
学務課 百石小学校	特別支援教育支援員	沼 端 優 子
学務課 甲洋小学校	特別支援教育支援員	望 月 美 紀
学務課 甲洋小学校	特別支援教育支援員	苔米地 郁 子
学務課 下田中学校	特別支援教育支援員	福 原 知 子
学務課 木ノ下中学校	特別支援教育支援員	円 子 智恵子
学務課 木ノ下中学校	特別支援教育支援員	向中野 仁
学務課 百石中学校	特別支援教育支援員	前 嶋 かえで
学務課 百石中学校	特別支援教育支援員	水 木 恵 一
学務課 下田中学校	教育相談支援員	坂井田 裕 子
学務課 百石中学校	教育相談支援員	三 浦 智 子
学務課 みなくる館	教育相談員	柏 崎 久美子
学務課 みなくる館	教育相談員	田 中 ひさ子
学務課	ICT支援員	加 賀 多加史

3 任期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

学校給食費の額の変更について

原油価格、物価高騰の影響により給食材料費が値上がりしており、令和4年度及び令和5年度は、値上げ相当分（8%）を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により予算措置していましたが、令和6年度以降は交付金等の予算措置が見込めないことから、学校給食の栄養基準等の質を維持するため、次のとおり学校給食費の額を引上げる変更をしたので報告する。

1 変更内容

- 1食あたりの額及び月額徴収額の8%程度の引上げ

	改正前（月額）	改正後（月額）	差額（月額）
小学校	255 円（4,400 円）	275 円（4,700 円）	20 円（300 円）
中学校	300 円（4,800 円）	320 円（5,200 円）	20 円（400 円）

【参考】

県の平均単価（令和5年4月1日現在）

小学校 282.30 円、中学校 314.46 円

2 規則改正

- おいらせ町学校給食費徴収規則（町長部局）の一部改正

3 施行日

- 令和6年4月1日

4 その他

学校給食費の額の変更にあたっては、令和5年12月4日に開催した、おいらせ町立学校給食センター運営委員会において、説明等をしております。